

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部
を改正する条例要綱案に対して提出された意見・情報に対する
滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 27 年（2015 年）11 月 25 日（水）から平成 27 年 12 月 24 日（木）までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例要綱案」について、意見の募集を行った結果、13 名の方から 15 件の意見が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報

15 件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.	提出された意見等の内容	意見数	意見等に対する県の考え方
1	理美容所は、頭髪のカット等の施術を行う施設であるため、洗髪設備は衛生上必要不可欠である。	8	理容師・美容師が、施術中に使用した整髪料等が利用客の頭皮に合わなかったり、切った毛髪が利用客の目に入った場合など、作業上の不測の事態へ対応する必要があること、また、毛髪の汚れが目立つ方に対して、洗髪後に施術する場合は良い場合があることから、適正で多様なサービスの提供が果たせるよう洗髪設備の設置を条例で義務付けるものです。
2	理美容の安心・安全なサービス提供のために、洗髪設備は重要である。	4	衛生の向上やニーズへの対応など、洗髪設備の設置は、利用者への適正で多様なサービスの提供に資するものと考えます。
3	洗髪設備は流水温水式とすることが重要である。	1	不測の事態などへの対応には、流水式であることが重要と考えます。

4	アタマジラミがあった場合は洗い流すことも方法である。	1	アタマジラミへの対処法として、洗髪は有効と考えます。
5	頭を洗うかどうかは客の自由だと思う。	1	洗髪設備の設置を義務づけるものであり、洗髪することを義務とするものではありません。